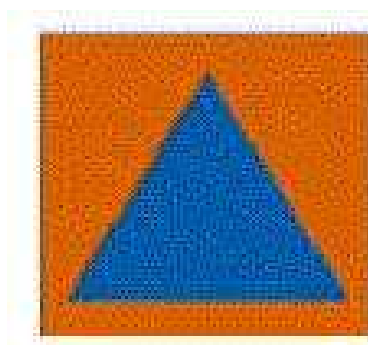


生駒市避難実施要領のパターン



生 駒 市

(平成 1 9 年度)

避難実施要領のパターンモデル

(Ⅰ) 共通モデル

避難実施要領(共通)

生 駒 市 長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

- ・避難を必要とする事態の状況

2 避難の方法

- ・要避難地域の対象住民（地区）、集合場所
- ・避難の開始・終了時期
- ・避難先
- ・避難のための運送手段

3 避難住民の誘導

(1)市の体制、職員配置

ア 市対策本部の設置

- ・市対策本部の設置の時期、場所等
- ・現地対策本部等を設置する場合は、設置時期、場所等

イ 市の体制、職員の配置

- ・各部の役割
- ・住民の避難誘導にあたる職員及び消防職員の派遣の時期、場所等

(2)避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

- ・職員間の連絡方法、連絡先

イ 関係機関との調整方法

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ・職員は、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・誘導にあたる職員及び消防職員は、防災服等、腕章、特殊標章等を着用し、携帯無線機又は携帯電話、警笛、身分証明書等を携行する。
- ・誘導その他の行動にあたっては、単独行動を避け、不審な事象等を発見した場合は、避難住民及び誘導員の安全を確保した上で、必要に応じ警告・指示を行い、警察官等に通報する。

(2) 住民に周知する留意事項

- ・電気、ガス、水道の元栓を閉め、戸締まりを確実に実施すること。
- ・頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用すること。
- ・パスポートや運転免許証等の身分証明書を必ず携行するとともに、非常持ち出し品を持参すること。
- ・爆発音、銃撃音その他の危険な事象が発生又は発生が予測される地点から速やかに離れること。
また、不審な事象又は不審者を発見した場合は、直ちに消防、警察官等に通報すること。
- ・テレビ、ラジオ等の情報を確認し、誘導員等の指示に従い落ち着いて行動すること。
- ・一時避難場所までの移動に際しては、隣近所の人に声をかけて行動すること。
- ・要避難地域以外の住民は、外出を控え、避難のための交通の確保に協力するとともに、家族との連絡を確保しておくこと。

(3) 安全の確保

- ・避難誘導にあたる職員及び消防職員の派遣にあたっては、派遣先及び派遣経路の安全を確認し、必要に応じて、関係機関との連携を図る。
- ・生物剤又は化学剤等に汚染されるおそれがある場合は、避難誘導にあたる職員及び消防職員に防護服を着用させ、又は危険地区外における除染後の誘導を実施させて、二次被害を防止する。

(Ⅱ) 緊急対処事態の場合

退避の指示(文例)

生 駒 市 長

○月○日○時現在

「○○(町)○○、○○(町)○○」地区の住民については、外での移動に危険が生じるため、直ちに屋内に一時退避すること。

退避時の留意点

- 1 窓を閉め、目張り等により室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動してください。
- 2 2階建て以上の建物の場合なるべく上の階へ避難してください。
- 3 汚染された服、時計、コンタクトレンズ等はすみやかにビニール袋に入れて密封してください。汚染された衣服を脱ぐ際は、はさみ等で切り裂くなど、露出している皮膚に汚染された衣服が触れないようにしてください。

避難実施要領(緊急処理事態のパターン)

生 駒 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、警報を発令し、爆発地区周辺の生駒市〇〇及び〇〇の地域及びその風下となる地域を要避難地域、〇〇市、〇〇町を避難先地域とする避難措置の指示を行った。

知事は、生駒市あて別添の避難の指示を行った（避難の指示を添付）。

2 避難の方法

生駒市は、屋内へ退避の指示をしていた要避難地域の住民約〇〇〇名について、直ちに〇〇（一時集合場所）及び〇〇に集合させる。

当該エリア内の住民に対しては、広報車による地域巡回、消防団や自主防災組織による伝達、自治会への協力依頼等により避難の方法を呼びかけるとともに、NBC防護機器を有する消防機関に伝達をさせる。また、防護機器を有する県警察、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による避難住民の誘導を要請する。

集合が確認できた住民から、バスに乗車させ、避難者リストを作成する。

3 避難住民の誘導

(1) 市の体制、職員配置

ア 市対策本部の設置

- ・ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 市対策本部の設置
市役所内 4階 連絡先：〇〇〇〇〇
- ・ 現地対策本部 〇〇地区 連絡先：〇〇〇〇〇

イ 市の体制、職員の配置

市職員〇名を、爆発が発生した地区周辺に派遣し、現地での調整に当たらせる。また、現地で活動する県警察、消防機関、自衛隊等と共に現地調整所を立ち上げ、情報共有及び連絡調整に当たらせる。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

- ・ 職員間の連絡方法、連絡先：〇〇〇〇〇

イ 関係機関との調整方法

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、広報車による地域巡回（その他の手段）を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。その際、消防車両等あらゆる手段を活用する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、要避難地域に所在する自治会長、自主防災組織のリーダー、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への電話等による伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険関係者、障害者団体等への伝達を行う。
- エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

(4) 避難所の開設等

- ア ○○を臨時避難所として開設し、関係機関及び要避難地域所在の住民に伝達する。また、県と調整して、当該避難所における、専門医やDMA T（災害派遣医療チーム）等による医療救護活動の調整を行う。
- イ 市は、被災者の把握を行い、その状況に応じて、避難所におけるNBCへの対応能力を有する医療班の派遣調整を行う。また、専門医や医薬品の確保のため、県、医療機関と調整を行う。
- ウ 避難所における重度の患者等を搬送するための輸送手段の調整を行うとともに、受入先となる医療機関について、県と調整し、災害医療機関ネットワークを活用して、専門医療機関における受入れの調整を行う。

（※）避難所における活動は、救援に関する県との役割分担を踏まえて行う。

4 避難の実施に必要な事項

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得（※共通モデルと同様）

(2) 住民に周知する留意事項（※共通モデルと同様）

(3) 安全の確保

市の職員において、二次被害を生じさせることがないように、国の現地対策本部、現地調整所等からの情報を市対策本部に集約して、各職員に対して最新の汚染状況等の情報を提供する。

特に、化学剤の汚染がひどい場所においては、専門的な装備等を有する他の機関に被災者の搬送等を要請する。

（その他共通モデルと同様）

(Ⅲ) ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

避難実施要領(ゲリラ・特殊部隊による攻撃のパターン)

生 駒 市 長
○月○日○時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、〇〇において潜んでいた武装工作員による攻撃の可能性があることを踏まえ、警報を発令し、生駒市〇〇地区を要避難地域、〇〇とする避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

2 避難の方法

生駒市は、〇〇地区の地区住民約〇〇〇名を本日△△：△△を目途に地区の一時集合場所である□□小学校に集合させた後、本日△△：△△以降、市車両及び奈良交通大型バスにより、N市N体育館及びN公民館へ避難させる。

小学校までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

避難誘導の方法については、各現場における県警察、自衛隊等からの情報や助言により適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

3 避難住民の誘導

(1) 市の体制、職員配置

ア 市対策本部の設置

- ・ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 市対策本部の設置
市役所内 4階 連絡先：〇〇〇〇〇

イ 市の体制、職員の配置

市職員各〇名を、□□小学校、避難先のN市N体育館及びN公民館に派遣する。
また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員を派遣する。
また、関係機関の協力を得て、行政機関の保有する車両や案内板を配備する。

ウ 避難経路における職員の配置

避難経路の要所において、必要に応じて連絡所を設置し、職員を配置して各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

連絡所においては、救護班等を設置して、軽傷者や気分が悪くなった者への対応、給水等を行う（配置については別途作成）。

また、各地区における避難の開始や終了等の状況の連絡を本部との間で行う。

エ 現地調整所の設置等

現場における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう、関係機関の情報を共有し、現場における判断を迅速に行えるよう現地調整所を設ける。

現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む。）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

また、定時又は随時に会合を開き、関係機関の活動内容の調整及び確認を行う。

オ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

（※）バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には、県が行う。

(2) 避難住民の誘導に係る調整

ア 職員間の連絡手段

- ・職員間の連絡方法、連絡先：〇〇〇〇〇

イ 関係機関との調整方法

(3) 避難実施要領の住民への伝達

- ア 担当職員は、広報車による地域巡回等を用いて、対象地域の住民全般に避難実施要領の内容を伝達する。
- イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、〇〇地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。
- ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。
- エ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- オ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- カ 災害時要援護者については、一般の住民より避難に時間を要することから、避難支援プラン等を活用して、特に迅速な伝達を心がける。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

(4) 一時集合場所への移動

- ア 一時集合場所への住民の避難は、健常者については、徒歩により行うこととする。自家用車については、健常者は、使用しないよう周知する。
- イ 消防機関は、自治会・自主防災組織等の協力を得て住民の誘導を行う。
- ウ 自力避難困難者の避難
市は、自力避難困難者の避難を適切に行えるよう「災害時要援護者支援班」を設置し、「避難支援プラン」に沿って、次の対応を行う。
 - a 〇〇病院の入院患者〇名は、〇〇病院の車両又は救急車を利用して避難を実施する。
 - b △△老人福祉施設入居者〇名の避難は、市社会福祉協議会等が対応する。
 - c その他、介護を必要とする者の避難は、自家用車等を使用することとする。

(5) 避難誘導の終了

- ア 市職員、消防職員及び消防団員は、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得を行う。
- イ 避難誘導は、△△：△△までに終了するよう活動を行う。

4 避難の実施に必要な事項（※共通モデルと同様）

(1) 誘導に際しての留意点や職員の心得

(2) 住民に周知する留意事項

(3) 安全の確保

(Ⅳ) 弾道ミサイル攻撃の場合

避難実施要領(弾道ミサイルによる攻撃のパターン)

生 駒 市 長

〇月〇日〇時現在

1 事態の状況、避難の必要性

国の対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、屋内への避難措置の指示を行った。

知事は、別添の避難の指示を行った。

2 避難の方法

生駒市は、車載の拡声器のサイレンその他の通信連絡手段を最大限に活用して、速やかに警報を伝達し、住民を密閉された堅牢な屋内等に避難させる。

3 避難住民の誘導

市の体制、職員配置

ア 市対策本部の設置

- ・ 〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分 市対策本部の設置
市役所内 4階 連絡先：〇〇〇〇〇

イ 市の体制

被害が発生した場合の避難、救援及び災害対処のための準備体制を整える。

4 避難の実施に必要な事項

住民に周知する留意事項

- ・ 住民が近傍の屋内に避難できるように、あらかじめ個々人のとるべき対応を周知徹底する（その際、コンクリートの堅ろうな建物への避難が望ましいが、建物の中央部に避難するとともに、エアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気によりできるだけ遮断される状態になるように周知する。）。
- ・ 車両内に在る者に対しては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、車両を道路外の場所（やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿って駐車する等緊急通行車両の通行の妨げにならない方法）に止めるよう周知する。

- ・ 外出先においては、可能な限り、大規模集客施設や地下街等の屋内に避難するが、余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まる（その際、ガラス張りの建築物の下は避ける。）とともに、周辺で着弾音を聞いた場合は、当該現場から離れるよう周知すること。
- ・ 住民に対しては、屋内避難時に備えて、最低限の食料や飲料水、懐中電灯、ラジオ、身分証明書及び支給品（あれば）を用意しておくよう周知する。また、テレビ、ラジオなどを通じて伝えられる情報に注意するよう周知する。